

1. 現状

地方公共団体が維持管理する施設等に関する災害復旧事業において、国がその事業費の一部を負担する場合、地方公共団体は、当該施設等の被災状況を示す写真を国に提出する必要がある。当該写真について、被災現場における査定立会を迅速に実施し早期復旧に資するよう、ほとんどの地方公共団体において、農林水産省や国土交通省が発出している事務連絡等（1）を根拠に被災箇所において起終点、各測点及び横断測線の端部等にポール（2）を設置して写真を撮影している。

1：H25.9.19付け事務連絡（農林水産省）

「全景及び横断写真の撮影については、起終点、各側点及び横断測線の端部にポールのみを設置する」

公共土木施設災害復旧の災害査定添付写真の撮り方（（一社）全日本建設技術協会）

「起終点、各側点にポールを設置して撮影するほか、杭間距離表示、スケール貼付など工夫すること。」

災害手帳（（一社）全日本建設技術協会）

「起終点、各側点及び横断測線の端部にのみポールを設置する。」

2：赤・白が交互に20cmに色分けされ、対象物に添えて撮影することで、視覚的に長さや大きさが確認できる道具。

【全景写真の例】



出典：公共土木施設災害復旧の災害査定添付写真の撮り方

2. 要望（ホットライン及び地方公共団体）

大規模災害時などは、被災箇所が多く、ポール等を添えた写真撮影が地方公共団体の負担となる。また、二次災害のおそれがある箇所での撮影は危険を伴っている。そのため、国へ提出する写真について、撮影の際にポール等を添えることを任意とすること。

3. 農林水産省及び国土交通省の対応

- ・災害査定添付写真における起終点等の表示について、ポール等を現地に設置せず、撮影後の写真に起終点等を記載したものを用いるなど、起終点の位置が明確に分かれればどのような方法でも構わない旨を地方公共団体に対して、4月中に通知する。
- ・当該通知については、地方公共団体との会議等でも周知する。